

足立区災害廃棄物処理計画

～早期復興への第一歩～

概要版



計画の目的

- ①迅速かつ適正な災害廃棄物処理
- ②生活環境の保全及び公衆衛生上の支障防止

災害廃棄物推計発生量

- ・がれき（建物被害） 約335万トン
- ・廃家電（4品目） 約69万台
- ・粗大ごみ 約8千トン
- ・避難所ごみ 約107トン/日
- ・し尿 約53万リットル/日

発災から3年で
処理完了を目指す

※被害想定：東京湾北部地震マグニチュード7.3(冬18時、風速8m/秒)

仮置場候補地の開設

発災に伴う災害廃棄物を分別・保管する一次仮置場の候補地を事前に選定しておき、災害時は、被害状況等を踏まえて、一次仮置場を速やかに開設します。

分別した災害廃棄物は、一次仮置場から資源化を行う二次仮置場へ運搬し、種別に応じた処理を行います。

(1) 一次仮置場候補地

区立公園（野球場・グラウンド等）

313箇所（総面積 1,139,631 m²）

※災害時活動拠点・不適場所の区立公園（40箇所）を除く。

区立公園以外

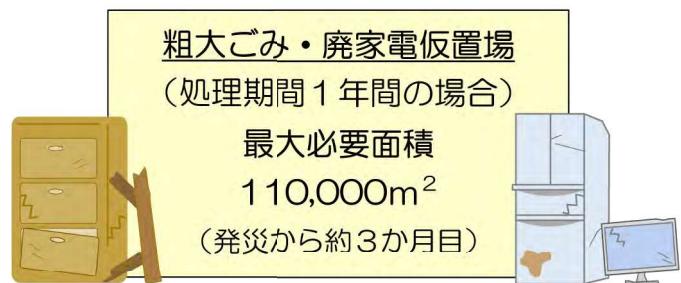
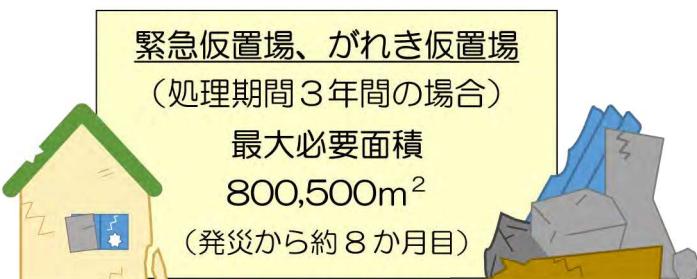
区の廃止施設のほか、国・都等の用地も、平常時から各管理者と協議し、可能な限り候補地とします。

※荒川河川敷（緑地）は、国の計画の中で、仮置場設置に関する検討が行われています。

(2) 一次仮置場の種類

緊急仮置場	緊急道路障害物除去路線の道路啓開によるがれきを分別・保管します。 人命救助や被害状況を踏まえ、近隣路線の区立公園 30 箇所（一次仮置場候補地）から選定します。
粗大ごみ・ 廃家電仮置場	家屋の片づけにより発生する粗大ごみ・廃家電を区民が持込み、分別・保管します。
がれき置場	家屋の倒壊や解体によるがれきを分別・保管します。

(3) 一次仮置場の必要面積（想定）



※限られた区域内で一次仮置場を確保するため、搬入と同時に搬出することを想定し、必要面積を最小限に抑えます。

災害廃棄物処理

災害廃棄物の徹底した分別と最大限の資源化により、ごみの減量を図っていきます。また、適正な処理を推進し、生活環境の保全と健康被害等の公衆衛生上の支障を防止します。

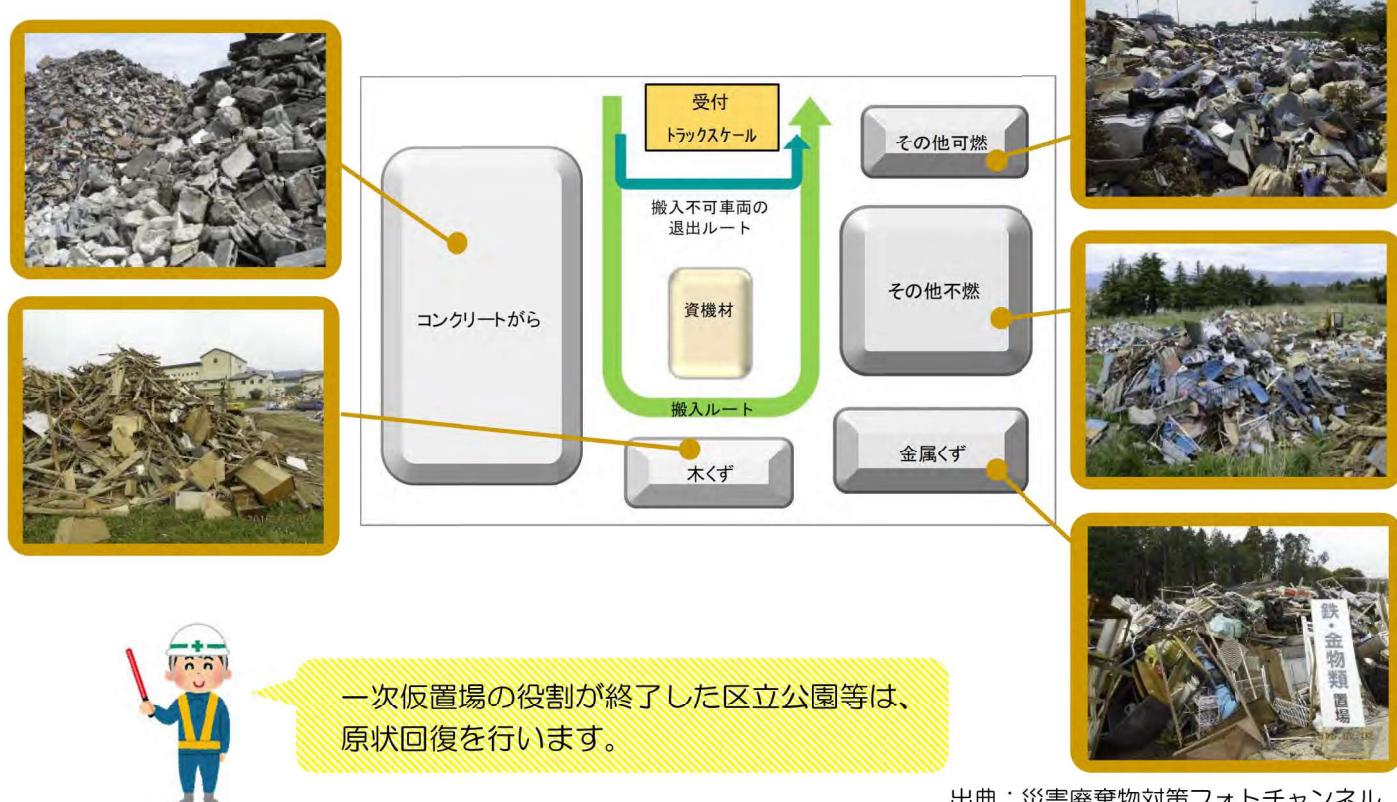
(1) 一次仮置場での分別の徹底

災害廃棄物は、一度混合状態になると処理費用の増大や処理期間の長期化につながります。

一次仮置場内では、搬入する災害廃棄物の確認や看板の設置等により、分別を徹底します。



一次仮置場内の分別イメージ



(2) 生活環境の保全と公衆衛生上の支障防止

被災家屋等の解体・撤去、収集運搬、仮置きなどの各段階において、大気、騒音・振動、土壤、臭気、水質等の環境保全対策を実施し、周辺環境等への影響を最小限に抑えます。

災害廃棄物処理方針及び実行計画の周知徹底

過去の大災害では、粗大ごみや畳等の腐敗性廃棄物が道路上に溢れ、交通渋滞や公衆衛生の悪化等が深刻な問題となり、復興の妨げとなりました。

発災後に災害廃棄物発生量等に応じて区が策定する「災害廃棄物処理方針及び実行計画」は、一次仮置場の開設場所や家庭での一時的なごみの保管の協力等の重要な内容を定めるものであり、区民や事業者に周知徹底を図ります。

災害廃棄物処理工程の概要（時系列取組み）

